

議案第60号

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 地方税法等の改正に伴い、森林環境税に係る賦課徴収方法等について定め、扶養親族等申告書の見直し、特定小型原動機付自転車の車両区分創設による区分の変更、燃費・排ガス不正行為に係る再発抑止策の強化、軽自動車税に係る種別割の特例措置の変更等を行うとともに、規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

## 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）の一部を次のように改正する。

本則（第35条第2項及び第35条の6第2項を除く。）中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第20条の3第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「当該納税義務者の同項」を「当該納税義務者の前項」に、「都民税、若しくは区民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する」を「都民税、区民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する」に改める。

第24条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第27条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該区民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第29条中「及び」を「、」に、「の合計額」を「及び森林環境税額の合算額」に改める。

第32条第1項中「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税

額を含む。次項及び第5項において同じ。) 」を加える。

第34条中「又は」を「若しくは第5号の15の2様式又は」に改める。

第35条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第35条の2第1項中「所得割額及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第35条の5において同じ。)」を加える。

第35条の6第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第39条第1項第1号ニ中「及び」を「、」に、「ものを除く」を「もの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く」に改める。

第51条の3第1項及び第5項並びに第52条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

付則第2条第3項及び第4項中「によって」を「により」に改める。

付則第2条の2中「においては」を「には」に改める。

付則第4条第1項中「昭和57年度から令和6年度まで」を「昭和57年度から令和9年度まで」に改める。

付則第11条第1項及び第2項中「昭和63年度から令和5年度まで」を「昭和63年度から令和8年度まで」に改める。

付則第14条の3の2を削る。

付則第14条の4第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付則第14条の8第3項を削る。

付則第15条第1項中「次項から第8項まで」を「次項から第4項まで」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ(3)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号イ(3)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

付則第15条中第5項から第8項までを削り、同条第9項中「付則第15条第1項から第8項まで」を「付則第15条第1項から第4項まで」に改め、同項を同条第5項とする。

第15条の2第1項中「前条第2項から第8項まで」を「前条第2項から第4項まで」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第39条第1項第1号ニの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の世田谷区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則第15条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第20条の3第2項、第27条の見出しの改正規定並びに同条に1項を加える改正規定並びに第29条、第32条第1項、第35条第2項、第35条の2第1項及び第35条の6第2項の改正規定並びに付則第14条の4第4項の改正規定及び付則第15条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例付則第15条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第24条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（区民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による新条例の規定中区民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の区民税について適用し、令和5年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき新条例第24条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第39条第1項第1号ニ及び付則第15条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の世田谷区特別区税条例付則第14条の4及び第14条の8第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例付則第14条の4第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動

車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 4 新条例付則第15条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。